

第35回 原子力規格委員会 議事録

1. 日 時 平成21年12月16日(水) 13:30~17:00

2. 場 所 (社)日本電気協会 4階 C, D会議室

3. 出席者(敬称略,五十音順)

出席委員：関村委員長(東京大学),新田副委員長(日本原子力発電),越塚幹事(東京大学),大島(原子力安全・保安院),鹿島(電力中央研究所),梶本(原子力安全基盤機構),兼近(鹿島建設),斉藤(日立GEニュークリアエナジー),佐藤(原子力安全基盤機構),設楽(東京電力),田辺(日本原子力研究開発機構),寺井(東京大学・原子燃料分科会長),百々(日本原子力技術協会),長崎(東京大学,運転・保守分科会長),西岡(日本原子力保険プール),西脇(東京大学),原(東京理科大学・耐震設計分科会長),古川(三菱重工),宮野(東芝プラントシステム),棟近(早稲田大学・品質保証分科会長),森(日本電気協会),山口(発電設備技術検査協会),吉川(京都大学名誉教授・安全設計分科会長),吉村(東京大学・構造分科会長),和智(日本原子力発電)
(25名)

代理出席：長井(日本製鋼所 楠橋代理),西川(中部電力 石原代理),中村(東北大学,放射線管理分科会長 沼宮内代理),近江(日本原電 放射線管理分科会長代理(13:50まで)),山本(富士電機システムズ 藤沢代理),白井(関西電力 千種代理) (6名)

欠席委員：山本(原子力安全・保安院) (1名)

常時参加者：植田(原子力安全委員会事務局 角田代理) (1名)

説明者：柴山(三菱重工・供用期間中検査検討会),貫井(東京電力・耐震設計分科会),藪内(鹿島建設,総括検討会),増田(東京電力・安全設計指針検討会),大和田(日立GE),増井(東京電力・供用期間中検査検討会),米野(日本原電・緊急対策所設計指針検討会),小林(日本原電・緊急時対策所設計指針検討会),太田(東京電力・原子燃料分科会),山本(原子力安全基盤機構・原子燃料運用検討会),原田(中部電力・原子燃料運用検討会) (11名)

事務局：牧野,高須,糸田川,石井,平野,田村,大東,吉田,井上(日本電気協会) (9名)

4. 配付資料

資料 No.35-1 第34回 原子力規格委員会 議事録(案)

資料 No.35-2-1 原子力規格委員会 委員名簿

資料 No.35-2-2 原子力規格委員会 分科会委員名簿(案)

資料 No.35-3-1 JEAC4207-2008 に対する質疑応答(案)

資料 No.35-3-2 PWR プラント従来定検時と最新定検時における二振動子垂直接触子の感度校正記録(DAC 曲線)の比較

資料 No.35-4 JEAC4616 に対する公衆審査への意見対応について

資料 No.35-5-1 JEAG4612「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針」改定案に対する意見対応表

資料 No.35-5-2 JEAG4612「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針」の新旧対応表

資料 No.35-5-3 JEAG4612「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針」改定案

資料 No.35-6 軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査(JEAC4205-2000)廃止の提案について

資料 No.35-7-1 原子力発電所緊急時対策所設計指針の作成方針について

資料 No.35-7-2 日本電気協会 原子力発電所緊急時対策所の設計指針(JEAG4627-200X)案説明

資料

- 資料 No.35-7-3 JEAG4627「原子力発電所緊急時対策所の設計指針」制定案
- 資料 No.35-8-1 委員の再任制限の撤廃について（提案）
- 資料 No.35-8-2 「規格作成手引き」の改定・新旧比較表
- 資料 No.35-8-3 第29回基本方針策定タスク議事録（案）
- 資料 No.35-8-4 原子力規格委員会 組織及び規程・指針類一覧
- 資料 No.35-9-1 取替炉心毎の安全性確認規程（案）中間報告
- 資料 No.35-9-2 JEACXXXX「取替炉心毎の安全性確認規程」制定案
- 資料 No.35-10-1 原子力発電所における炉心・燃料に係る検査規程（案）中間報告
- 資料 No.35-10-2 JEACXXXX「原子力発電所における炉心・燃料に係る検査規程」制定案
- 資料 No.35-11-1 「JEAC4111-2009 原子力発電所における安全のための品質保証規程」平成21年度
コース 講習会（大阪会場 平成22年1月18日～19日）の開催について
- 資料 No.35-11-2 「JEAC4111-2009 原子力発電所における安全のための品質保証規程」平成21年度
コース 講習会の開催について
- 資料 No.35-12 機器の信頼性・保守性データに係るISO規格の検討結果について（報告）
- 参考資料-1 日本電気協会 原子力規格委員会 規約
- 参考資料-2 日本電気協会 原子力規格委員会 委員参加状況一覧
- 参考資料-3 日本電気協会 原子力規格委員会 規程・指針策定状況
- 参考資料-4 原子力安全規制に関する課題の整理（案）

5. 議事

(1) 会議開催定足数の確認について

関村委員長による代理出席者6名の承認後、事務局より、委員総数31名に対して代理出席を含め出席委員数は28名であり、委員総数の3分の2以上の出席という会議開催定足数の条件を満たしていることの報告があった。（定足数の確認後、最終的な出席委員は30名となった。）

(2) 前回議事録の確認について

事務局より、資料No.35-1に基づき、前回議事録案（事前に配付しコメントを反映済み）の説明があり、正式な議事録として承認された。

また、前回の原子力規格委員会以降の規格策定に関する動向について、以下のとおり報告があった。

1) 規格の発刊状況等

【発刊済み】

- H21.9.30 JEAG4611「安全機能を有する計測制御装置の設計指針」
- H21.10.9 JEAC4622「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程」
- H21.10.30 JEAG4625「原子力発電所火山影響評価技術指針」

【発刊準備中】

- JEAC4601「原子力発電所耐震設計技術規程」
- JEAC4604「原子力発電所安全保護系の設計規程」
- JEAC4624「原子力発電所の中央制御室における誤操作防止の設備設計に関する規程」
- JEAC4618「鋼板コンクリート構造耐震設計技術規程」

【公衆審査結果】

JEAC4616「乾式キャスクを用いる使用済燃料中間貯蔵建屋の基礎構造の設計に関する技術規程」制定案

H21.9.16～H21.11.15の期間で公衆審査を実施し、1名の方からご意見あり。意見対応案について本日審議予定

JEAC4626「原子力発電所の火災防護規程」制定案

H21.9.16～H21.11.15の期間で公衆審査を実施し、3名の方からご意見あり。現在公衆審査実施中のJEAG4607「原子力発電所の火災防護指針」改定案と合わせて、次回以降の規格委員会で審議頂く予定

【公衆審査実施中】

- JEAG4607「原子力発電所の火災防護指針」改定案
H21.10.22～H21.12.21の期間で公衆審査実施中
- JEAG4217「原子力発電所用機器における渦電流探傷試験指針」制定案
H21.11.5～H22.1.4の期間で公衆審査実施中
- JEAC4603「原子力発電所保安電源設備の設計規程」制定案
H21.11.6～H22.1.5の期間で公衆審査実施中

2) 前回の規格委員会での書面投票実施結果

- JEAG4607「原子力発電所の火災防護指針」改定案（2次投票）
3分の2以上の賛成により可決。現在公衆審査実施中
- JEAC4603「原子力発電所保安電源設備の設計規程」制定案（2次投票）
3分の2以上の賛成により可決。現在公衆審査実施中
- JEAG4217「原子力発電所用機器における渦電流探傷試験指針」制定案
反対意見がなく3分の2以上の賛成により可決（保留意見なし）。現在公衆審査実施中

(3) 分科会委員の承認について

1) 分科会委員の承認

事務局より、資料No.35-2-2に基づき、各分科会より推薦された新委員候補及び所属業種変更の報告があり、挙手による決議の結果、出席者全員の賛成で承認された。新任委員及び所属業種変更は下記の通り。

- (原子燃料分科会) 1名
北瀬 浩(関西電力)
- (耐震設計分科会) 2名
森山健一(大成建設)
中村いずみ(学識経験者から学術研究機関への所属業種変更)
- (放射線管理分科会) 1名
村山一穂(東芝)

なお、構造分科会幹事に増井氏(東京電力)、原子燃料分科会幹事に太田氏(東京電力)が指名されたとの報告があった。

(4) 質疑応答の報告

- 1) JEAC4207-2008「軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験規程」への質疑応答(構造分科会)
柴山氏(三菱重工・供用期間中検査検討会)より、資料 NO.35-3-1, No.35-3-2 に基づき、JEAC4207-2008「軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験規程」への質疑応答の報告があった。

(5) 公衆審査における意見対応案の審議

- 1) JEAC4616「乾式キャスクを用いる使用済燃料中間貯蔵建屋の基礎構造の設計に関する技術規程」制定案について
貫井氏(東京電力、耐震設計分科会)、薮内氏(鹿島建設、総括検討会)より、資料 No.35-4 に基づき、JEAC4616「乾式キャスクを用いる使用済燃料中間貯蔵建屋の基礎構造の設計に関する技術規程」制定案の公衆審査における意見対応案について説明があった。本件は9/16～11/15の期間で公衆審査を実施し、1名よりご意見を頂き、その対応案について審議した結果、出席者全員の賛成により可決された。

今後の進め方は以下の通りとする。

- ・意見対応案を JEA HP で公表するとともに意見提出者へ連絡する。
 - ・審議結果に対する意見募集はせず、発刊準備へ移行する。
- 主な質疑・コメントは以下の通り。
- ・意見では、その他の例をどの様に扱うのかという意図も込められていると思うので、他の方法についての考え方(新しい規格とする等)も合わせて、回答した方が良いのではないかと。

規格は5年を目途に改定することになっており、新工法や新設計法があれば反映していくのは自明の事である。分科会でも当初その様な記述としたが、規格として新しいものを採用する事は「電気技術規程・電気技術指針について」の中にも記述されているので回答から削除した。

書いた方が丁寧だと思うが、分科会の方針が良い。

(6) 書面投票における意見対応案の審議

1) JEAG4612「安全機能を有する電気・機械装置の重要度分類指針」改定案について(安全設計分科会)
増田氏(東京電力・安全設計指針検討会主査)、大和田氏(日立GE)より、資料No.35-5-1~35-5-3に基づき、規格委員会書面投票意見対応案の説明があった。本件は、第32回原子力規格委員会(H21.3.10)で審議し、書面投票の結果、反対3票により否決されたものであるが、反対意見を投じた神田委員、平野委員が既に委員を退任されているため、規格委員会にて再審議するものである。審議の結果、書面投票(決議条件は規約第14条第3項三号を適用、以下「2次投票」)に移行することについて、全員の挙手により可決された。

なお、今後の進め方は下記の通りとする。

- ・書面投票(2次投票)期間は、12/17~1/5で実施
- ・可決された場合は公衆審査に移行する。(2か月間)
- ・公衆審査開始までの編集上の修正については、委員長、副委員長、幹事に判断を一任
- ・公衆審査の結果、意見提出が無い場合は成案とし、発刊準備に移行する。
- ・編集上の指摘が意見としてあった場合は、委員長、副委員長、幹事の判断による編集上の修正を承認頂き、修正内容について委員に通知し、発刊準備に入る。
- ・編集上の修正を除く修正がある場合は別途審議(書面審査又は委員会審議)とする。
- ・公衆審査で意見が無く、以降発刊までの編集上の修正については、出版準備(校閲)の範疇として、分科会の責任で修正を行う。

(7) 規格案の審議

1) JEAC4205「軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査」廃止について(構造分科会)

増井氏(東京電力・供用期間中検査検討会)より、資料No.35-6に基づき、JEAC4205-2000「軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査」廃止の提案があった。2002年以降、原子力発電所のISIにはJSME維持規格が導入され、従来ISIに適用されていたJEAC4205から維持規格へISI規格が順次移行されてきたが、国内全ての原子力発電所において移行が完了したため廃止を提案するものである。審議の結果、書面投票に移行することについて、全員の挙手により可決された。

なお、今後の進め方は下記の通りとする。

- ・書面投票期間は、12/17~1/5で実施
- ・可決された場合は公衆審査に移行する。(2か月間)
- ・公衆審査の結果、意見提出が無い場合は廃刊手続き(協会HP掲載等)を行う。

主な質疑、コメントは下記の通り。

- ・廃止についてHP上では実際にどのような形で掲載されるのか。
JEACの発刊リストに廃止と記載される。
- ・その際、廃止理由については特に記載されないのか。
規格委員会の議事録等は公開されるし、必要に応じて資料等も開示することが可能なため廃止理由はいつでも説明出来ると考えている。

2) JEAG4627「原子力発電所緊急時対策所の設計指針」制定案(安全設計分科会)

米野氏(日本原電・緊急時対策所設計指針検討会主査)、小林氏(日本原電)より、資料No.35-7-1~No.35-7-3に基づき、JEAG4627「原子力発電所緊急時対策所の設計指針」制定案の説明があった。本規格は、火力原子力発電協会の緊急時対策所の設計指針(TNG-G2705-1986)に替わる指針として、安全設計分科会で指針案を検討し、原子力発電所の緊急時対策所及び緊急時の情報収集・表示・伝送システム等への設計要求事項について纏めたものである。審議の結果、書面投票へ移行することについて、出席委員の過半数の賛成で可決された。

なお、今後の進め方は下記の通りとする。

- ・ 書面投票期間は、12/17～1/13 で実施
- ・ 可決された場合は公衆審査に移行する。(2 か月間)
- ・ 公衆審査開始までの編集上の修正については、委員長、副委員長、幹事に判断を一任
- ・ 公衆審査の結果、意見提出が無い場合は成案とし、発刊準備に移行する。
- ・ 編集上の指摘が意見としてあった場合は、委員長、副委員長、幹事の判断による編集上の修正を承認頂き、修正内容について委員に通知し、発刊準備に入る。
- ・ 編集上の修正を除く修正がある場合は別途審議(書面審査又は委員会審議)とする。
- ・ 公衆審査で意見が無く、以降発刊までの編集上の修正については、出版準備(校閲)の範疇として、分科会の責任で修正を行う。

主な質疑・コメントは下記の通り。

- ・ 今回提案の規格は性能を規定している内容のため、要求事項を具体化し、仕様規定とすべきではないか。また 5.3(3)緊急時対策所への滞在に関する設計の妥当性確認で、想定事象として仮想事故を用いているが、仮想事故は避難の対象に使用するものであり、緊急時対策所では再考する必要がある。
 想定する事故については検討会でも議論になったが、実態として中央制御室と緊急時対策所の兼ね合いから考えると、中央制御室以上のものを緊急時対策所に求めるのは如何なものかという事で、仮想事故を想定することとした。
- ・ その様な主旨であれば、緊急時対策所の設置場所を明確にする必要があるのではないか。中央制御室と同じ様な所か、敷地境界内なのか外なのかを明記すべき。
 緊急時対策所自体が防災計画と関係しているために、JEAG として一方的に決めるのは難しい。
- ・ 仕様規格とすべきとの意見についてはどうか。
 緊急時対策所は各発電所の防災計画の中で扱われているが、仕様を統一する事は難しいため今回の提案となった。
- ・ 例えば、緊急時対策室求められる要求事項として、遮へい厚さ、気密性等は具体的に規定できるのではないか。
 緊急時の被ばくは重視するが、事故状態を判断して運用面で様々な処置がとれるため、そこまでの記述は不要と考えた。
- ・ 緊急時対策所に対する要求として、電気事業法で求められているもの、原災法で求められているもの、これまでの経験に基づく要求・要望事項等が整理されていない。JEAG として取り入れようとすぎるのではないか。JEAG で決められずに書ききれなくなっている。整理した上で規定をしなければ JEAG が何のために活用されるのかが不明確になってしまう。また、JEAC に相当する所までしか記載しておらず、今説明のあったような例示を挙げて JEAG とすべき。現状の制定案で良いか、もう少し議論を深めて頂きたい。
- ・ 緊急時対策所は滞在する人にとって居住性、特に健全な状態で任務が遂行出来るようにすることが必要ではないか。どういう状況になっているかを外部から確認できるカメラ等は設置されているのか。
 本指針は緊急時対策所の設計についての指針であり、運用については JEAG4102 で現在議論している所である。居住性についても一般的な要求は取り込んでいるが、緊急時対策所の状況は外部からの監視出来るようにはなっていない。ただ、発電所と本店間は社内ではあるが、TV 会議ができるように接続されている。
- ・ 現状では中央制御室も見られず、緊急時対策所も見られないとなると、メディア等への対応や公開性という点からどうかと思われる。
 メディア対応としては緊急対策所ではなく別途報道対応の場所を設けることから、ここではメディア対応の機能は置いていない。

(8)基本方針策定タスク案件の報告及び審議

1)委員の再任制限の撤廃について

事務局より、資料 No.35-8-1 に基づき、委員任期の再任制限を撤廃することについて、「委員会規約」、「分科会規約」及び「活動の基本方針」改定案の提案があった。審議の結果、「委員会規約」、「分科会規約」改定案を書面投票に付すことについて、全員の挙手により可決された。また、「活動の基本方針」については、修正の上、再提案することとなった。

「委員会規約」、「分科会規約」改定案書面投票の今後の進め方は以下の通りとする。

- ・投票期間は 12/17～1/5 で実施
 - ・反対意見付き反対がなく、賛成票が 3 分の 2 以上で可決
 - ・可決とならない場合は別途審議とする。
- 主な質疑・コメントは下記の通り。
- ・第 6 条 7 項の業種変更の場合の決議方法は挙手で良いという事か。
その通り。
 - ・「活動の基本方針」3.1 3)で「後継者の育成」との文言を追加したが、自らの後継者という様に読めるので表現を変えた方が良い。例えば「人材の育成」、「世代交代を図るための人材の育成」、「委員となるに適切な人材の育成」等の表現とすることと、文章としても「～努めるとともに、…後継者の育成にも努める」の「も」に特別な意味がなければ「A 並びに B」、「A、B」という表現が良い。
世代交代を考えると、「人材」よりも「後継者」の方が適切ではないかという意見もあるので、表現について検討する。

2)「規格策定手引き」の改定について

事務局より、資料 No.35-8-2 に基づき、「規格策定手引き」のうち、知的財産権の記載及び英文記載の適正化の提案があった。審議の結果、全員の挙手により可決された。

3)JEAC/JEAG に関する基本的な考え方(状況報告)

事務局より、資料 No.35-8-3-1, No.35-8-3-2 に基づき、JEAC/JEAG に関する基本的な考え方の検討状況についての報告があった。

- ・資料 35-8-3-2 で省令 62 号とそれ以外で分けているが、その分け方は不要ではないか。法令要件がどのようになっているかの違いだけであり、例えば品質保証の場合は省令 62 号の技術基準には該当する条項が無いので引用していないだけである。
- ・電気協会の規格手引きによると、JEAC は要求事項として仕様規程の書きぶりとするということ、JEAG はそれを踏まえた形で事業者が使っていくためのガイドとしてまとめるということが基本的な考え方だと思う。これまでの規格策定の経緯もあるので、原子力安全・保安院として技術評価をする際にはあくまで内容本位で対応している。タスクには是非とも呼んで頂いて率直な意見交換をさせて頂きながら、エンドースをする上で規制側が何を求めているのか、民間規格としてどういう形で JEAC/JEAG を整理していくのかという事にも繋げて頂ければと思っている。
是非出席頂いて、意見を頂きたい。

(9)規格の策定状況について(中間報告)

1)JEACXXXX「取替炉心毎の安全性確認規程」及び JEACXXXX「原子力発電所における炉心・燃料に係る検査規程」制定案について(原子燃料分科会)

太田氏(東京電力・原子燃料分科会幹事)、山本氏(原子力安全基盤機構・原子燃料運用検討会主査)、原田氏(中部電力・原子燃料運用検討会副主査)より、資料 No.35-9-1, No.35-9-2 及び No.35-10-1, No.35-10-2 に基づき、JEAGXXXX「取替炉心毎の安全性確認規程」及び JEACXXXX「原子力発電所における炉心・燃料に係る検査規程」制定案 2 件について中間報告があった。

主な質疑、コメントは下記の通り。

- ・2.1.1(2)b.において、「原子炉はキセノンが蓄積していない状態で解析する。」としているが、これは初期の炉心の状態が、キセノンが蓄積していない状態だと仮定して解析を行うということか。
その通り。炉心の反応度が一番高くなる、即ち未臨界性が一番小さくなる状態というのはキセノンがない状態なので、それで解析を行うということである。
- ・2.2.1(2)2.1)a.(a)において、「解析時点は、サイクル初期及び末期の高温全出力状態とする。」とあるが、ここでは初期状態での解析のことを言っているのか。
炉心解析を行うに当たってサイクル初期/末期にしても最初の条件を決めてから行うという主旨のことである。
- ・初期状態の炉心設計のときに、なぜ末期が出てくるのか。
これは、サイクルの初期と末期について確認するということ。解析なので、そのような炉心状態

を仮定して停止余裕の計算を行うということである。

- ・停止余裕を、サイクル全体を通して見るのではなく、初期と末期だけ確認すればよいということか。
サイクルの中で炉停止余裕が確保されていなければならないということで、炉停止余裕が一番小さくなる時期を解析するものである。PWR では初期と末期を解析してやれば代表点が分かるということである。
- ・2.1)a. では「下記の条件により初期状態の炉心解析を行う。」としているが、燃料取替を行った時の解析を行うように読める。
文章を検討する。
- ・「解析条件及び手法」における「c. 原子炉熱出力及び炉心冷却材流量は運転計画に定めたものとする。」の記述は、定格熱出力以外に部分熱出力も考えているのか。また、流量に関しては設置許可の値と実績値とは差が出てくると思うが、どちらを使うのか。
炉の熱出力については定格熱出力になる。流量は運転計画によって決まる代表点に基づいて解析を行う。BWR ではこのように行っており、実績値というよりも設計値である。
設置許可を受けた原子炉熱出力及び炉心冷却材流量の範囲内で次のサイクルの運転計画を定めている。これに従って解析した時に最大線出力密度或いは最小限界出力比、その他の安全に関するパラメータが判断基準を満足しているのかという前提条件の下で解析を行っている。
- ・PWR の冷却材流量は 0%か 100%のどちらかであるが、実績値を反映するという考え方はないのか。検討いただきたい。
- ・この規格は、従来提出していた取替炉心の安全解析のやり方、判断基準を文書化したという理解でよいのか。
現在、事業者がやっていることを記載したもので、火原協答申書の内容にその後の新しい知見を加えている。
- ・計算した結果のアウトプットはどこにフィードバックされるのか。次の取替炉心の制御系、安全系の設定、ドキュメンテーションなどに、フィードバックするのではないか。
取替炉心に関しては、この解析によって設定等を行うというものではない。燃料取替実施計画を定める前に、保安規定に定めるパラメータについて安全性を確認することが保安規定に定められている。ドキュメンテーションに関しては、燃料取替実施計画という書類を作成しており、国にその内容の確認を受けることになっている。
- ・保安規定に関係があることをここに書かなくてよいのか。
規格の目的にこの解析がどのような時に行われるかということは記載している。
- ・何に使うかを書いておいてはどうか。
- ・MOX 燃料に関してはこの規程を使うのか。
MOX 燃料でもこの規程を使える。
- ・規格の中の「解析手法」は、信頼性などについてオーソライズされているのか、或いは申請してオーソライズを受ける制度があるのか。自主的に申告するものか。
ここで使われる解析コードは事業者が規制当局に説明しているコードを使用した解析手法である。この規程ではそのことは特に記載していない。
- ・場合によっては規制当局がサンプルチェックを行うということか。
- ・初装荷炉心で使った解析コードで認可を受けていて、これを使っているのではないか。
基本的には安全審査で使ったコードを使っている。
新たなコードを使う時には事業者は勝手に使うのではなく、実績との比較なりを行った上で使っていると思う。
- ・全体的に記載が丁寧でない。例えば、P5 の「サイクルを通して特性を確認する。」との記述だけでは分からない。何をどうしてどのように確認するかを明確に書く必要がある。「2 次元体系」はどこまでの範囲か。1 文だけで完結するように表現すべきである。
- ・「3 次元核熱水力計算」も用語の定義に入れるのは不自然で馴染まない。もっと分解して定義になる部分とそうでない部分に分ける必要がある。
- ・JIS を準用するなら、「～より」は比較以外では使えないので、「～によって」とすべきである。
- ・規程か指針かの検討を分科会で行っていると思うが、その辺りの経緯を説明願いたい。
以前に規格委員会では報告した時は指針とし策定することとしていた。規程としたのは、規格作成

手引きの定義から，指針は新しい技術といった研究開発課題があるものを対象とするのに対し，定期検査或いは取替炉心といった内容は，規程の定義の中の「運転，保守及び検査に際して参考となるもの」という項目に適合すると考えたためである。分科会に報告して承認はいただいたが，その後，議論があり，継続して検討することになっている。

- ・ JEAC，JEAG の認識についてやや疑問な点があるし，燃料の専門家にとっても，これで何を規定したいのかが必ずしも把握できていないので，場合によっては改めて中間報告していただくことも含めて，分科会でご検討いただきたい。

(10) その他

1) 「原子力安全規制に関する課題の整理(案)」

大島委員（原子力安全・保安院）より，参考資料 No.4 に基づき，「原子力安全規制に関する課題の整理(案)」についての紹介があった。

平成 13 年に保安院が纏めた報告書は，安全規制にとどまらず，学協会を含む広い範囲を網羅しているが，それなりの時間が経っていることから，安全規制という立場から課題を考え，整理するというのがポイントで，今後の検討の方向性について纏めたものである。この資料は 12/4～1/13 の間，公衆審査を実施しているのでは是非忌憚のない意見をお寄せいただきたい，との紹介があった。

2) JEAC4111-2009 原子力発電所における安全のための品質保証規程 平成 21 年度講習会の開催について

事務局より，資料 No.35-11-1, No.35-11-2 に基づき下記要領でコース 講習会，コース 講習会が開催される旨の説明があった。

- ・ コース 平成 22 年 1 月 18 日, 19 日 大阪会場(チサンホテル新大阪)
- ・ コース 平成 22 年 2 月 17 日, 18 日 日本電気協会

3) 機器の信頼性・保守性データに係る ISO 規格の検討結果について

事務局より，資料 No.35-12 に基づき，原子力発電所機器の信頼性・保守性データに関する既存の ISO 規格 3 件についての定期レビュー依頼について，当該規格内容に対応する学協会として日本原子力学会殿に検討を依頼し，その結果に基づいて，SC6 国内対策委員会から回答を行った旨の報告があった。

4) 平成 21 年度功労賞の推薦について

平成 21 年度功労賞について，事務局より下記報告があった。

- ・ 規格委員会各委員へ 11/18 に推薦依頼済み（締め切り 12/17）
- ・ 功労賞表彰審議会のメンバーは表彰規約により 6 名程度で構成となっているが，小林委員が規格委員会を退任されたことに伴い，委員長，副委員長協議の上，吉村委員（構造分科会長）を表彰審議会委員として任命した。

5) 次回開催日について

- ・ 第 36 回原子力規格委員会の開催は，平成 22 年 3 月 15 日(月) 13:30～とした。

以 上